

お客様 各位

2019年6月

岡 部 株 式 会 社

旭化成建材株式会社

4号建築物へのベースパック柱脚工法のご採用について

柱脚に関する建築基準法その他省令として以下のような記載があります。

第66条（柱の脚部）

構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、国土交通大臣が定める基準に従ったアンカーボルトによる緊結その他構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない。

平12年建告第1456号（鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件）

建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、第一号（ロ及びハを除く。）、第二号（ハを除く。）及び第三号の規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合においては、適用しない。

一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。

イ アンカーボルトが、当該柱の中心に対して均等に配置されていること。

ロ アンカーボルトには座金を用い、ナット部分の溶接、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めを施したものであること。

ハ アンカーボルトの基礎に対する定着長さがアンカーボルトの径の二十倍以上であり、かつ、その先端をかぎ状に折り曲げるか又は定着金物を設けたものであること。

ただし、アンカーボルトの付着力を考慮してアンカーボルトの抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

ニ 柱の最下端の断面積に対するアンカーボルトの全断面積の割合が二十パーセント以上であること。

ホ 鉄骨柱のベースプレートの厚さをアンカーボルトの径の一・三倍以上としたものであること。

ヘ アンカーボルト孔の径を当該アンカーボルトの径に五ミリメートルを加えた数値以下の数値とし、以下略

ベースパックは、上記ただし書きのうち「ホ」と「へ」及び一部の柱との組み合わせで「二」を満足しておりませんが、種々の実験ならびにそれに基づいた構造計算により柱脚部の構造安全性を確認しており、建築基準法施行令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った建築物、工作物において採用することができます。

しかしながら、上記構造計算を行っていない4号建築物は柱脚の上記告示に定める仕様規定を満足する必要があるため、ベースパックを採用することはできません。

以上